地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十三号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千四十億円」を「八百五十億円」に、「六千九百十億円」を「三千四百八十八億円」に、「百分の九十五」を「五万八千五百十二分の五万八千二百七十六」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十四号

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「の二分の一」を削り、「十八月」を「二十四月」に改める。

附則第四条中「期間の二分の一に相当する」を削り、「十八月」を「二十四月」に改め、「期間に相当する」を削る。

附則第五条中「期間の二分の一」とあるのは「期間」と、「十八月」とあるのは「二十四月」とあるのは、」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三十条第四項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五爆発物取扱作業等手当の項中「又は特殊危険物質」を「、特殊危険物質」に改め、「行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員」の下に「又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第五の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十五年分として交付すべき政党交付金の交付時期の特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十六号

平成二十五年分として交付すべき政党交付金の交付時期の特例に関する政令

内閣は、政党助成法（平成六年法律第五号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十五年分として交付すべき政党交付金に係る政党助成法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「四月」とあるのは、「五月」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三